

デジタル化促進補助金 について

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 IT・クリエイティブ産業振興部
IT産業振興課 IT産業振興係長 平松 勇人

目次

- ① 補助事業の概要説明
- ② 補助金申請のポイント
- ③ 支援制度のご紹介
【IT利活用専門アドバイザーの派遣】

補助金額等

- 補助額：上限300万円
- 補助率：補助対象経費（税抜）の1/2以内
- 採択件数：予算の範囲内（1,500万円）

補助金を申請できる者

①～③のいずれかに該当すれば申請可能

さっぽろ連携中枢都市圏に本社を置く

① 中小企業者（個人事業主を含む）

② 企業グループ

③ その他法人



※ ただし、IT産業を主たる事業とする企業・個人は申請できません。

①中小企業者（個人含む）

全てに該当するれば申請可能

✓ 大企業と資本関係がないこと。

→株式や出資金額の1/2以上を同一の大企業が所有していない

→大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上いない

✓ 資本金や従業員数について、自社が中小企業者に該当するか。

【参考】中小企業者の定義 <https://chusho.center.sec.or.jp/requirements/>

✓ 法人の場合、株式会社（特例有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、士業法人であること。

※ 詳細な条件は公募要項をご確認ください。

② 企業グループ

(A) または (B) のどちらかに該当すれば申請可能

(A)

2 者以上の中小企業者等により構成されるグループ (※) で、
代表企業及び総構成員の2/3以上が、①の中小企業者

※ 事業の実施に関する協定を締結している、運営規約に基づく事務処理体制が
確立している等の条件が必要

(B)

中小企業団体の組織に関する法律に定める組合 (※) で、
総組合員の2/3以上が、①の中小企業者

※ 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合等

③その他法人

いずれかに該当すれば申請可能

✓ 医療法人、社会福祉法人

※ 常時使用する従業員数が300人以下

✓ 医業・社会福祉事業が主たる事業の財団法人、社団法人

※ 常時使用する従業員数が300人以下

✓ NPO法人

※ 常時使用する従業員数は300人以下、小売業の場合は50人以下、
卸売・サービス業の場合は100人以下

共通する必須要件

①～③に加え、以下の3つを全て満たしていることが必要

- ✓ 当該市町村にて引き続き1年以上同一事業を営んでいる。
(会社の定款や履歴事項全部証明書の提出が必要)
- ✓ 法人市町村税を滞納していない(納税証明書の提出が必要)。
- ✓ 札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けていない。

① 概要

(ご参考) 納税証明書 (札幌市の法人市民税)

第 [] - [] 号

納税義務者 所在地 札幌市 []
名称 [] 会社

税目	年度	納付(納入)すべき税額	納付済税額	納期限未到来税額	未納税額	備考
法人市民税	****	¥130,000円	¥130,000円	¥0円	¥0円	自平成24年 6月 1日 至平成25年 5月 31日 事業年度分
			以下	余白		

本書のとおり相違ないことを証明します。

平成 29 年 月 日
札幌市長 秋元克広

直近の事業年度

未納額が無いこと

申請日からさかのぼって3か月前までの日付であること。

札幌市の方は市税事務所、札幌市以外の方は市役所・町村役場で発行することができます。

まとめ：申請できる／できない

申請できる（該当する組織）（※1）	申請できない（該当しない組織）
<ul style="list-style-type: none"> ●株式会社 ●有限会社 ●合名会社 ●合資会社 ●合同会社 <p>【各土業法に基づく法人（サービス業）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、行政書士法人 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人(小売業：50名以下、卸売業・サービス業：100名以下、製造業・その他は300名以下 ※2) ・医療法人(300名以下 ※2) ・社会福祉法人(300名以下 ※2) ・医業または社会福祉事業を主たる事業とする財団法人及び社団法人(300名以下 ※2) 	<ul style="list-style-type: none"> ●商工団体 ●大学 ●任意グループ ●宗教法人 ●社団法人 ●財団法人 ●学校法人 <p style="text-align: right;">など</p>

※1：製造業・その他⇒資本金の額又は出資総額が3億円以下 or 常時使用する従業員数300名以下
 卸売業⇒資本金の額又は出資総額が1億円以下 or 常時使用する従業員数100名以下
 小売業⇒資本金の額又は出資総額が5000万円以下 or 常時使用する従業員数50名以下
 サービス業⇒資本金の額又は出資総額が5000万円以下 or 常時使用する従業員数100名以下

※2：常時使用する従業員数

<札幌市役所や札幌中小企業支援センターでの、融資や信用保証の適用範囲を参考としております>

補助対象になる事業

自社の経営課題を解決するために、
デジタルデータやITの利活用を行う事業

以下に示すような取組に該当する事業が対象

- ✓ **自社のDX化を見据えてデジタル環境を整備し、データやデジタル技術を活用した新ビジネス等の展開を目的とする事業**
- ✓ **自社の競争力や成長性、生産性等を向上する事業**
- ✓ **既存商品やサービスを改良し、高付加価値化や販路拡大を図る事業**
- ✓ **自社に限らず業界の垣根を越えて幅広い分野で展開できる等、社会に対する波及効果が高い事業**

補助対象になる経費

経費区分	内容	支払先
①事業費 ※必須	ソフトウェア（ITシステム）開発委託費	札幌市に本社がある 中小IT事業者 （個人を含む）
②設備備品費 ※①があれば可	ハードウェアの購入費及び使用料 ソフトウェアの購入費及び使用料	札幌市に本社がある 中小IT事業者 （個人を含む）
③人材育成関連費 ※①があれば可	補助対象者の従業員の方を対象に、本申請で 導入するシステムの利活用をスムーズに行うこと を目的とした、ITやDXに関する研修受講費用	研修を実施する 企業や個人

①の事業費を含まない申請は認められません。

②の設備備品費や③の人材育成関連費のみ、②と③のセットのみでの申請は認められません。

②のハードウェアは、当該事業の遂行に必要と判断できるものに限りです。

③は「開催要項」「教材・テキスト」「受講証明書」等を提出していただきます。

①～③はグループ会社間での受発注は認められません。

札幌市に本社がある中小IT企業者とは？

以下を全て満たしていることが必要

- ✓ 札幌市で1年以上、IT産業(情報サービス業またはインターネット附随サービス業)を事業として営んでいる(会社の定款や履歴事項全部証明書の提出が必要)。
- ✓ 法人市民税を滞納していない(納税証明書の提出が必要)。
- ✓ 札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けていない。
- ✓ 資本金又は出資の総額が3億円以下 or 常時使用する従業員が300人以下

ただし、以下に該当する場合は不可

- NG** みなし大企業(大企業との資本関係、役員派遣)
- NG** 申請者と関連会社の関係にある
- NG** 申請者(企業グループ)と同じグループを構成している

札幌市に本社がある中小IT企業者とは？

【情報サービス業】に分類される事業

- 受注ソフトウェア開発事業
➔ 特定ユーザーからの受注により、新たに開発作成するオーダーメイドのソフトウェア
- ソフトウェアプロダクツ事業
➔ 不特定多数のユーザーを対象としたイージーオーダー又はレディメイドによるソフトウェアの開発作成
- 情報処理サービス事業
- 情報提供サービス事業

プログラム開発を伴わないホームページの制作 ⇒ デザイン業に該当するためNG

【インターネット附随サービス業】に分類される事業

- ポータルサイト・サーバ運営サービス事業
➔ インターネットを通じて情報の提供やサーバ等の機能を利用させるサービスを提供する事業（ウェブ情報検索、ネットショッピングサイト運営、など）
- アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ事業
➔ アプリケーションソフトをインターネット経由で利用者向けに貸与・提供する事業
- インターネット利用サポート事業

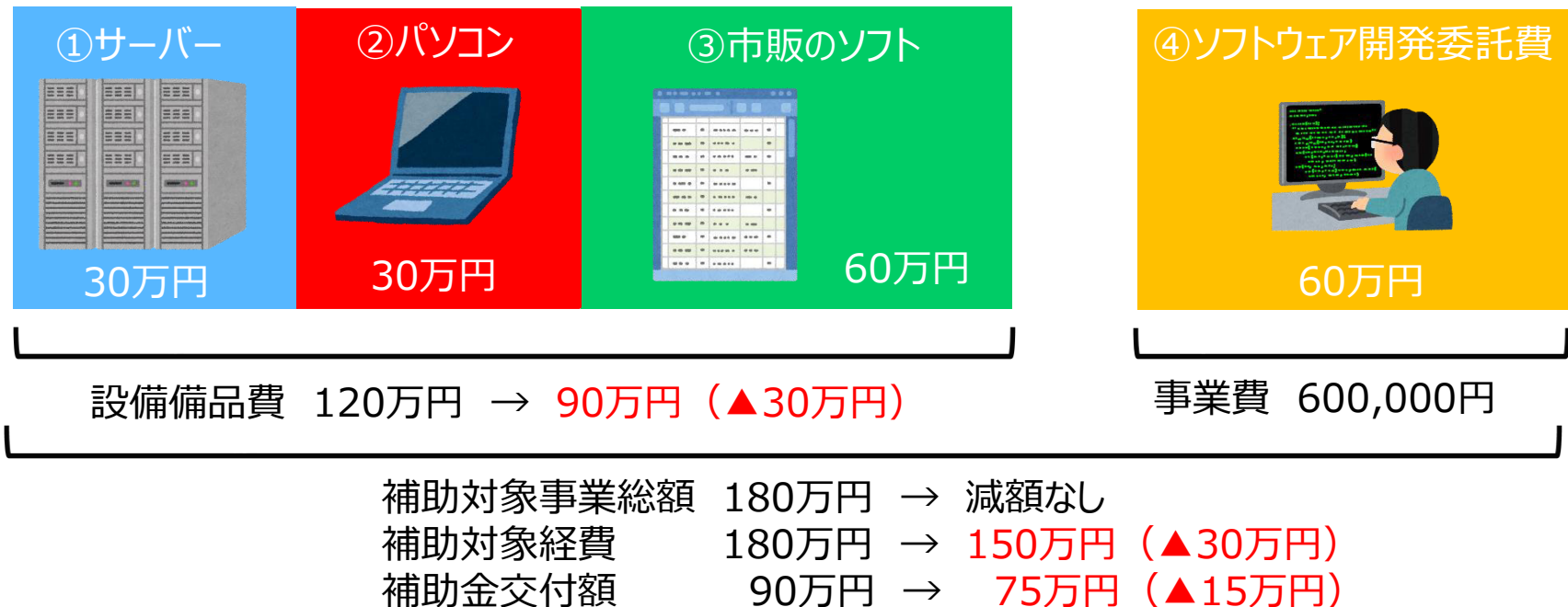
既存のネットショッピングサイトへの出店のサポート ⇒ 販売代行に該当するためNG
自社の商品をネットで販売する ⇒ 小売業に該当するためNG

補助対象経費における設備備品費等の取り扱い (ハードウェア及びソフトウェアなどの購入費用)

「設備備品費（ハードウェア及びソフトウェアの購入費及び使用料）」は、**総事業費**に対する**50%まで**が補助対象経費として認められます。**50%を超えた分については補助対象となりません。**（「人材関連育成費」や「設備備品費と人材関連育成費をセット」で計上する場合も同様）

【事例】

課題解決に必要なIT利活用の手段が下記費用構成であった場合



補助対象期間

令和4年9月1日から令和5年2月28日までの期間で
申請者ご自身が設定する「着手から完了」までの期間

上記期間内に

IT企業への契約から支払いまでを完了すること。

(研修を受講する場合は、全てのカリキュラムの受講と支払いまでを完了すること)

契約（発注）→開発→テスト→納品・検収→支払

補助対象期間前の契約・導入や、期間外の支払いは一切認められません。必ず補助対象期間内に事業を行ってください。

審査と採択

1. 事業目的、背景、現状分析や課題が明確で、**自社の経営課題を解決する取り組みであるか**
2. 事業実施の成果目標が明確かつ適切であり、経営課題に対する効果が高いか
3. 事業実施のための予算等が確保されているか（実現可能性、有効性の有無）
4. 事業成果が速やかに活用され、商品・サービスの付加価値が高まる、新サービス・新ビジネスの創出、販路の拡大が期待できるか
5. 事業実施による産業・経済波及効果の有無（モデルケース的な要素など）
6. 市内中小IT企業者は、申請者の経営課題を認識した上で、妥当性のある解決策やDX化等に向けた提言、関係性を築いているか

審査会（専門家に評価を依頼⇒採点）

自社が抱えている経営課題を解決できるか、というのが大前提

* 高度な技術開発や最先端テクノロジーよりも、解決・改善・波及効果が早い段階で見えるもの

補助金申請額の大小は、採択には直接的に影響しません
所定の点数以上を得た、上位の提案から順に採択します

* 所定の点数以下⇒採択しない⇒採択件数0の可能性も

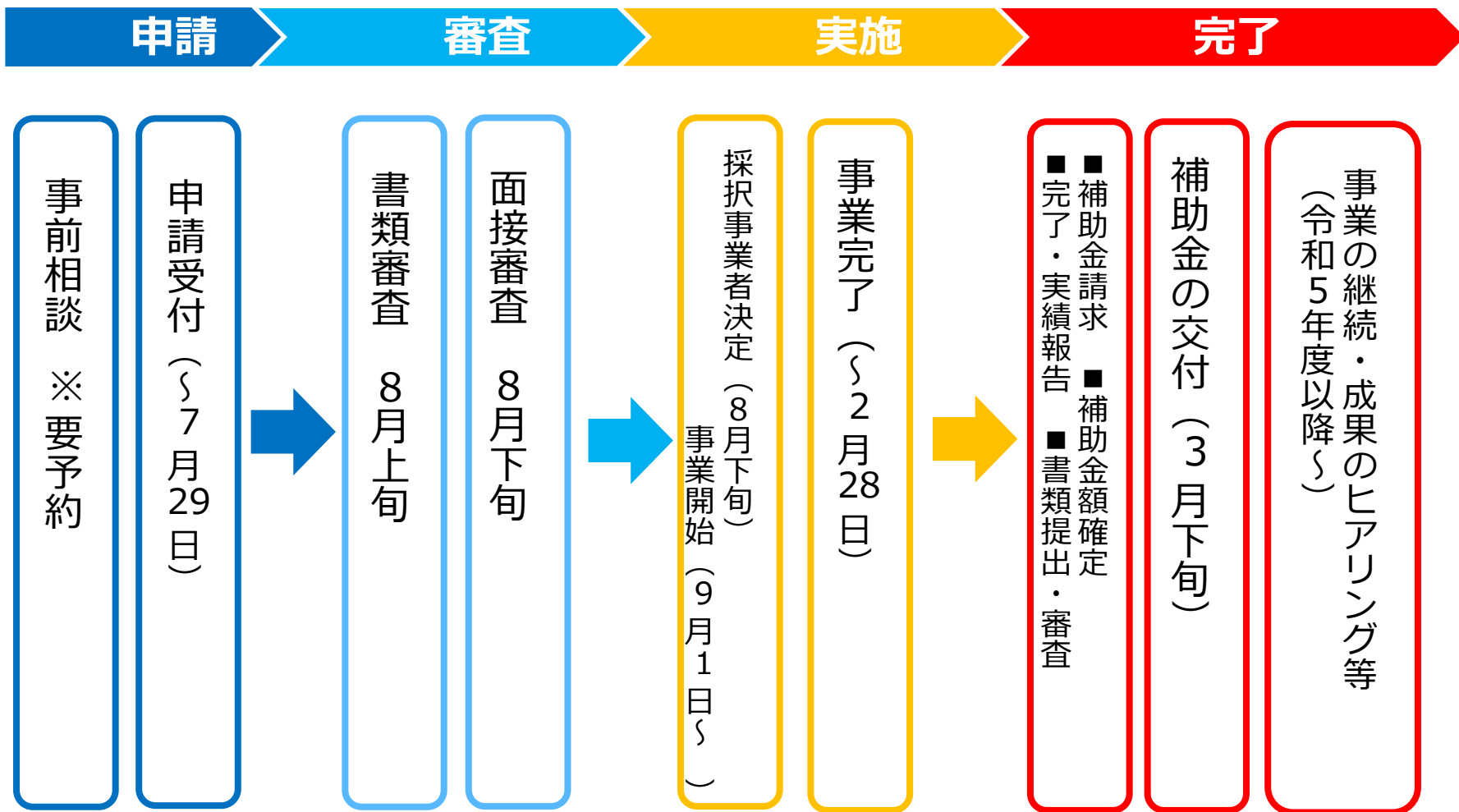
審査の予定

- 締切：令和4年7月29日(金)17:00（事務局必着）
- 書類審査：令和4年8月上旬 <申請書類>
- 追加審査：令和4年8月下旬 <面接>
追加審査開催の場合、欠席されますと採択されません。
- 審査結果：8月末に通知の予定
- 事業期間：令和4年9月1日～令和5年2月28日 [約6ヶ月間]

実施・完了・報告・検査・交付

- 発注や契約締結は採択決定後（9/1）から
- 申請書で記載した「事業実施期間」は厳守で！
- 止むを得ない事由で計画が変わりそう→すぐにご一報を！
↓
- 事業完了後に「事業完了報告書」、「本事業に関わる経理書類等（契約書/発注書、納品書、請求書、研修受講のエビデンス、送金事実のわかるもの等の写し）」を提出
- 確定検査（職員がお伺いし、現認します。）
事業実施期間内に、補助対象経費の支払が完了し、その経理書類（伝票）が整備されていること。
経理書類や購入した機材、開発されたソフトウェアの動作や各種ドキュメント、操作マニュアル、研修受講証明書などのエビデンスを確認します。
⇒補助対象経費を確定させ、補助金をお支払いします。

申請から完了までのスケジュール



必要書類

○申請書類一式（代表者印押印済の原本提出 + CD-Rに記録した電子データ提出）

- 様式1 交付申請書
- 様式2-1 事業計画書
- 様式2-2 事業実施スケジュール
- 様式2-3 経費明細書
- 様式2-4 市内中小IT企業者の概要
- 様式3 申請する企業または団体の概要

札幌市エレクトロニクスセンターのホームページ(以下URL)よりダウンロードしてお使いください。

<https://www.eleccn.jp/project/it-business-top/it-business-promo/>

○市内中小IT企業者からの**見積書**（様式2-3の根拠となる書類）

→開発するソフトウェアの機能別・項目別、構成する機器ごとに内訳をお願いします。

（過剰な投資やスペック不足に留意し、実現可能な範囲・金額で）

→どのような開発をするか明記。消費税課税前の本体価格。出精値引や端数処理はしない。

○研修を実施する企業や個人からの**経費根拠**（人材育成関連費を申請する場合のみ）

→具体的な研修内容や金額を明記。消費税課税前の本体価格。出精値引や端数処理はしない。

○**登記事項証明書**※（履歴事項全部証明。3か月以内に取得のもの）

○**定款、パンフレット**※

○**当該市町村の法人市町村民税の納税証明書**※（3か月以内に取得のもの）

○**直近の事業年度の決算書**※

※申請者、市内中小IT企業**どちらの分も必要**です。

申請書の記載について

【注意点】

- 書類全体を通して
事業の名称：複数個所に記載欄があるので、統一願います。
事業期間：令和4年9月1日～令和5年2月28日の間に収まるように設定。
- 様式1 交付申請書
代表者：正式な肩書と、**代表者印**の押印。
- 様式2-1 事業計画書
ページの中に収まらない図・表については、別紙として添付してください。
- 様式2-2 事業実施スケジュール
パートナーとなる市内中小IT企業と事前に確認の上、各項目を記載願います。
着手日：9/1以降、完了日：2/28まで、事業期間に合わせてください。
- 様式2-3 経費明細書
パートナーとなる市内中小IT企業からの見積書や、研修内容がわかる資料や見積書等を基に記載をお願いします。
- 様式2-4 市内中小IT企業者の概要
パートナーとなる市内中小IT企業の情報を、申請者にて記載してください。
- 様式3 申請する企業または団体の概要
申請者の企業の情報を記載してください。

https://www.elecen.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/R4_sample-1.pdf

申請書類の記入見本は上記URLにあります。ご不明点はお相談ください

補助事業の終了後

- 導入したシステムの**利活用を継続**してください。
- 毎年度末に利活用の状況を報告**してください。
(事業終了後3年間 ヒアリングシートをお送りいたします)
⇒経営課題は解決に向かっていますか？
⇒次のステップに行けそうですか？等々
- 採択された事業は**当財団Webサイトなどで公開**します。
デジタル化、IT利活用の参考となる「事例」としてライトアップ
- 財団や札幌市の**事業へのご協力**をお願いします。
システム導入に係る体験談、導入して良かった点など
皆様の体験が、後に続く中小企業のデジタル化を促進します！

公募締切・申請先

令和4年7月29日(金)
17:00まで (下記宛先必着)

〒004-0015

札幌市厚別区下野幌テクノパーク1丁目1-10号

札幌市エレクトロニクスセンター

一般財団法人さっぽろ産業振興財団

IT・クリエイティブ産業振興部

補助金申請のポイント

1. 明確な目標（なりたい姿）と、的確な現状把握
2. 目標と現状の間の「課題＝壁」を正しく認識
3. 「壁を超える」ために、何をなすべきか
⇒その中でITの利活用が解決への有効な手段であった。
4. パートナー（IT企業）と課題を共有
⇒「適切」な解決方法（提案&合意）
5. 明確かつ具体的な導入・展開計画

IT利活用による 更にレベルアップ

課題あり⇒課題解決⇒プラスα

⇒目指す目標（なりたい姿）へ！

IT利活用専門アドバイザーの派遣

- なんとなくITを使った方が良いとは思っているけれど、どこから手を付けるべきなのかわからない・・・
- 今までIT企業との付き合いがないので、いきなり相談するのはハードルが高い。そもそも、市内のIT企業を知らない・・・
- 具体的なイメージがわからない、混沌としている・・・

⇒まずは、御社の**現状分析（棚卸し）**をお勧めいたします。

『あるべきIT利活用の姿』が見えてくるはず

IT導入に関するコンサルティング経験を有するアドバイザーを派遣します。

（1回2時間程度の相談を最大3回まで無料）

▼札幌市エレクトロニクスセンターのHPからお申し込みください▼

<https://www.eleccen.jp/project/it-business-top/it-business-promo/>

お電話、メール、ご来所での相談

**説明会終了後のアンケート(※)でその旨をお申し出
いただくか、下記連絡先までお問い合わせください。**

(後日ご連絡いたします)

(※) オンライン参加者用アンケート回答先

<https://forms.gle/XwRDegFbDrFjf4ue6>



＜札幌市エレクトロニクスセンター＞

札幌市厚別区下野幌テクノパーク1丁目1-10号

電話：011-807-6000 Mail：it-pro@sec.or.jp

担当：亀田、平松、佐々木、山下